

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
第1章 総則		第1章 総則	
第5節 基本理念及び重点を置くべき事項		第5節 基本理念及び重点を置くべき事項	
第1 防災の基本理念 （略） 市及び県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。 <u>（追記）</u> （略）	3	第1 防災の基本理念 （略） 市及び県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。 <u>さらに、市及び県は、内閣府等と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難生活環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u> （略）	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第2章 災害予防計画		第2章 災害予防計画	
第1節 総則		第1節 総則	
第1 防災協働社会の形成推進 2 対策 （2）市内の一定の地区内の住民及び <u>当該地区内に事業所を有する事業者</u> は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。 （略）	13	第1 防災協働社会の形成推進 2 対策 （2）市内の一定の地区内の住民及び <u>公共的団体又は民間の団体</u> は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。 （略）	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第3節 都市の防災性の向上		第3節 都市の防災性の向上	
第1 都市計画 （略） <u>（追記）</u>	19	第1 都市計画 （略） <u>溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。</u>	防災基本計画を踏まえた修正

現行(2026年3月修正)	ページ	修正案	
第5節 防災上必要な施設・設備等の整備		第5節 防災上必要な施設・設備等の整備	
第4 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 2 罹災証明書及び被災証明書の発行体制の整備 市は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、被災状況の調査及び住家の被害認定並びに罹災証明書等の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や <u>(追記)</u> 民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 (略) <u>(追記)</u> <u>3</u> 防災拠点施設の整備促進 <u>4</u> 防災中枢機能の充実 <u>5</u> 防災関係機関相互の連携 <u>6</u> 防災拠点施設の屋上の番号標示 (略)	28	第4 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 2 罹災証明書及び被災証明書の発行体制の整備 市は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、被災状況の調査及び住家の被害認定並びに罹災証明書等の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や <u>不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の</u> 民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 (略) <u>3 被災者支援業務の迅速化・効率化</u> <u>市は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u> <u>4</u> 防災拠点施設の整備促進 <u>5</u> 防災中枢機能の充実 <u>6</u> 防災関係機関相互の連携 <u>7</u> 防災拠点施設の屋上の番号標示 (略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第7 避難所等 1 避難所 (1 1) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 ア 市は、 <u>(追記)</u> 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 (略)	30	第7 避難所等 1 避難所 (1 1) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 ア 市は、 <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、</u> 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 (略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
第8 食糧及び生活必需品等の確保 <u>（追記）</u> 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B－P L o）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 （略） <u>（追記）</u> また、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。 1 食糧の確保 2 生活必需品の確保 3 家庭内備蓄の推進	35	第8 食糧及び生活必需品等の確保 1 物資の備蓄 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。 （略） 2 調達・輸送体制 災害時における調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 3 新物資システム（B－P L o）の活用 市及び県は、新物資システム（B－P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。また、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し関係機関と情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。 4 家庭における備蓄の啓発 市及び県は、広域応援による食糧の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。 5 訓練の実施等 市及び県は、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。 6 食糧の確保 7 生活必需品の確保 8 家庭内備蓄の推進	防災基本計画の修正を踏まえた修正及び記載場所の整理（現行35ページと現行177ページを修正案35ページで整理）
第9 上水道施設・設備等 1 施設の災害予防措置 （7）風水害等の災害が予想される場合は、各施設を巡視し、事前に必要な防護を行う。 <u>（追記）</u> （略）	36	第9 上水道施設・設備等 1 施設の災害予防措置 （7）風水害等の災害が予想される場合は、各施設を巡視し、事前に必要な防護を行う。 <u>（8）発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u> <u>（9）市は、発災後においても施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u> （略）	防災基本計画の修正を踏まえた修正

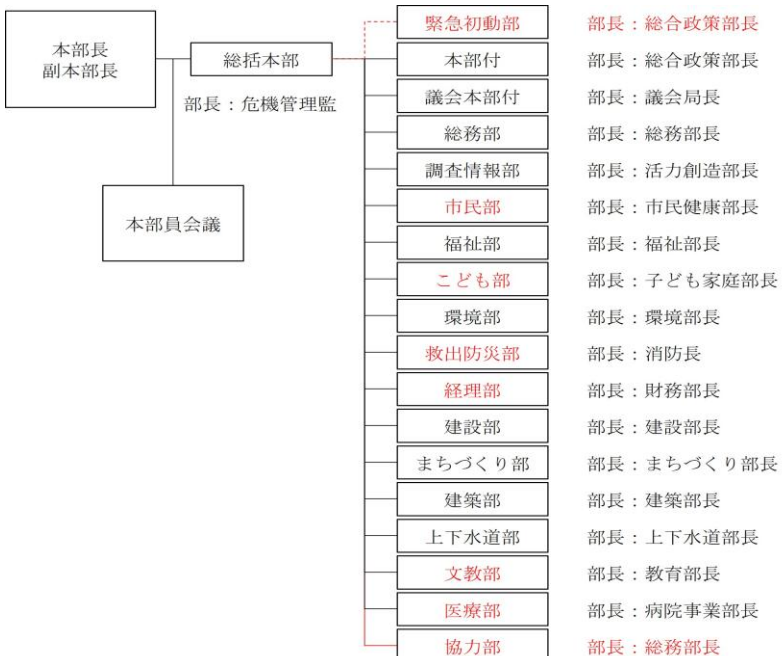
現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
第１０ 下水道施設・設備等 １ 施設の災害予防措置 （４）風水害発生時に下水道施設の排水機能の確保を図るため、一宮市上下水道事業業務継続計画（一宮市上下水道ＢＣＰ）に基づき訓練を実施する。また、訓練結果を踏まえて計画の更新を行う。 <u>（追記）</u> （略）	37	第１０ 下水道施設・設備等 １ 施設の災害予防措置 （４）風水害発生時に下水道施設の排水機能の確保を図るため、一宮市上下水道事業業務継続計画（一宮市上下水道ＢＣＰ）に基づき訓練を実施する。また、訓練結果を踏まえて計画の更新を行う。 <u>（５）発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u> （略）	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第１０節 要配慮者の安全確保対策		第１０節 要配慮者の安全確保対策	
第２ 実施内容 ３ 避難行動要支援者対策 （１） （略） なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じ、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>（追記）</u> （略）	51	第２ 実施内容 ３ 避難行動要支援者対策 （１） （略） なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じ、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>また、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u> （略）	防災基本計画の修正を踏まえた修正

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
第12節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携		第12節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携	
第1 基本方針 <u>大災害が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されたりするおそれが予想されるが、このような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。</u> <u>このため、市は、消防団の充実強化を図り、地域住民、施設、事業所等による自主防災組織の設置を推進し、その育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化及び訓練の実施を促すものとする。</u> <u>また、行政、市民、自主防災組織等が対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。</u> <u>災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティア・コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。</u> <u>このため、市は、県、市社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</u> <u>また、日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u>	59	第1 基本方針 <u>(削除) 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。</u> <u>(削除)</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正及び記載場所の整理（現行59ページと現行173ページを修正案59ページで整理）
第2 主な実施機関 <u>一宮市</u>	59	<u>(削除)</u>	表記の整理

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
第3 実施内容 2 自主防災組織（追記） （1）自主防災組織の設置（追記）育成 市は、「一宮市市民防災組織育成規程」「一宮市自主防災組織設置推進要綱」等に基づき、（追記）自主防災組織の設置（追記）育成に努め、災害に対する地域連帯の強化を図る。自主防災組織が整備された地域においては、実践的な消火活動や定期的な訓練を行い、地域の防災活動の推進に努める。また、今後とも市内全域に自主防災組織の整備を図るため、自主防災組織連絡協議会の開催、自主防災組織リーダーの育成、災害時の活動マニュアルの整備等を行う。 なお、市は自主防災組織の育成を推進するため、活動用資機材の助成・支給、研修会等を実施するほか、防災リーダーを養成し、併せて防災リーダーによる活動を積極的に支援することなどにより、地域防災力の強化、組織運営等について支援する。	59	第2 実施内容 2 自主防災組織の育成強化 （1）自主防災組織の設置・育成 市は、「一宮市市民防災組織育成規程」及び「一宮市自主防災組織設置推進要綱」に基づき、<u>地域住民、施設及び事務所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</u> （2）自主防災組織の環境整備 市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化及び訓練の実施を促すものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正及び記載場所の整理（現行59ページと現行173ページを修正案59ページで整理）
（2）自主防災組織の活動 自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うように努める。 <u>ア 平常時の活動</u> （ア）情報の収集伝達体制の確立 （イ）防災知識の普及及び防災訓練の実施 （ウ）火気使用設備器具等の点検 （エ）防災用資機材、消火器等の備蓄及び点検管理 （オ）地域内の避難行動要支援者の把握 <u>イ 災害発生時の活動</u> （ア）初期消火等の実施 （イ）地域内の被害状況等の情報の収集 （ウ）救出救護の実施及び協力 （エ）住民に対する避難情報の伝達 （オ）集団避難の実施及び避難者の把握 （カ）炊き出し及び救援物資の配布に対する協力 なお、自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町内会等が上記に準じた活動を行うよう努める。 （3）自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク化 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、市など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援・指導に努めるものとする。 （4）防災ボランティアセンター 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。		（3）防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 <u>ア 防災リーダーの養成</u> 市及び県は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。 <u>イ 防災リーダーのネットワーク化の推進</u> 防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。 また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。	

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
3 ボランティア団体 <u>（1）ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</u> <u>ア ボランティアの受入体制の整備</u> 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の（ア）から（エ）等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。 <u>（ア）市は、「一宮市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書」に基づき、ボランティアの受入に必要な机、イス、電話等の資機材の確保に努める。</u> <u>（イ）市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。</u> <u>（ウ）市のボランティアセンターに派遣されたコーディネーターはボランティアの受入れを行う。</u> <u>（エ）市及び市社会福祉協議会は、防災訓練等において、協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。</u> <u>イ コーディネーターの養成</u> 市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。 このため、市及び県は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。 <u>ウ NPO・ボランティア関係団体等との連携</u> 市及び市社会福祉協議会は、災害時にボランティアの受入れ（受付、需給調整など）を目的とした災害ボランティアセンターの開設に備え、NPO・ボランティア関係団体等との連絡会を設置して、災害ボランティアセンターの運営方法等について連携に努める。 <u>エ 防災ボランティアの活動環境の整備</u> 市は、県と連携してボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動が行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努める。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。		3 防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化 <u>（1）防災ボランティア活動の普及・啓発</u> 市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。 <u>（2）ボランティアによる防災活動への参加促進</u> 市及び県は、ボランティア休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への市民の参加を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。 <u>（3）避難所運営等に取り組むボランティア人材の育成・確保</u> 市及び県は、NPO・ボランティア等と連携して、避難生活リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。 <u>（4）ボランティアコーディネーターの確保</u> 市及び県は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。 このため、市及び県は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。 なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。 <u>（5）受援体制の構築・強化</u> 市及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。また、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
		<u>（6）防災関係団体のネットワーク化</u> 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</u> <u>（7）災害ボランティアセンター</u> 市は、災害発生時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するとともに、官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターの設置場所や資機材の確保、コーディネーターの派遣等の手続きの整備、立ち上げ、運営に係る訓練の実施など受援体制の構築・強化を図る。 <u>また、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	
		<u>4 自主防災組織における措置</u> 自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うように努める。 <u>（1）平常時の活動</u> ア 情報の収集伝達体制の確立 イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施 ウ 火気使用設備器具等の点検 エ 防災用資機材等の備蓄及び管理 オ 地域内の要配慮者の把握 <u>（2）災害発生時の活動</u> ア 初期消火の実施 イ 地域内の被害状況等の情報の収集 ウ 救出・救護の実施及び協力 エ 住民に対する避難命令の伝達 オ 集団避難の実施 カ 炊出し及び救助物資の配分に対する協力 <u>なお、自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町内会等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。</u>	
第3章 災害応急対策計画		第3章 災害応急対策計画	
第2節 活動態勢（組織動員配備計画）		第2節 活動態勢（組織動員配備計画）	

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
第1 災害対策本部 1 災害対策本部の組織及び運営 (1) 災害対策本部の組織  (略)	74	第1 災害対策本部 1 災害対策本部の組織及び運営 (1) 災害対策本部の組織  (略)	組織図の更新
2 災害対策本部の設置及び廃止 (1) 市長は次の設置基準により、速やかに災害対策本部を設置する。ただし災害の規模・程度により、災害対策本部組織の一部（災害対策本部の警戒体制（<u>追記</u>））をもって活動を行うほか、災害対策本部を設置するにいたらない災害については、各部所掌事務の範囲で処理することができる。なお、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。 ア 市域に次の<u>注意報・警報</u>のいずれかが発表され、本部設置の必要が認められるとき ・大雨注意報 ・<u>洪水注意報</u> ・<u>木曽川氾濫注意情報</u> ・<u>日光川氾濫注意情報</u> ・<u>日光川戸荻水防警報</u>（準備）	75	2 災害対策本部の設置及び廃止 (1) 市長は次の設置基準により、速やかに災害対策本部を設置する。ただし災害の規模・程度により、災害対策本部組織の一部（災害対策本部の警戒体制又は監視体制）をもって活動を行うほか、災害対策本部を設置するにいたらない災害については、各部所掌事務の範囲で処理することができる。なお、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。 ア 市域に次の<u>防災気象情報</u>のいずれかが発表され、本部設置の必要が認められるとき ・大雨注意報 ・<u>（削除）</u> ・<u>氾濫注意報（木曽川、日光川）</u> ・<u>水防警報（準備）（日光川・戸荻）</u>	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正及び表記の整理

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
イ 市域に次の警報のいずれかが発表されたとき及び次の警戒情報・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報が通知されたとき ・大雨特別警報 （追記） ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・大雪特別警報 （追記） ・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報 ・高潮警報 ・暴風雪警報 ・木曽川氾濫警戒情報 ・日光川氾濫警戒情報 （追記） ・木曽川水防警報 ・日光川戸茆水防警報（出動） ・五条川（上流）氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報 ・青木川氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報		イ 市域に次の防災気象情報のいずれかが発表されたとき及び次の避難判断水位・氾濫危険水位（削除）到達情報が通知されたとき ・大雨特別警報 ・氾濫特別警報（木曽川、日光川） ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・大雪特別警報 ・大雨危険警報 ・高潮危険警報 ・氾濫危険警報（木曽川、日光川） ・大雨警報 ・暴風警報 （削除） ・高潮警報 ・暴風雪警報 ・氾濫警報（木曽川、日光川） ・五条川（上流）避難判断水位 到達情報 ・青木川避難判断水位 到達情報 ・木曽川水防警報 ・日光川戸茆水防警報（出動） ・五条川（上流）氾濫危険水位（削除）到達情報 ・青木川氾濫危険水位（削除）到達情報	
第2 指令基準及び配備体制 （略） 〔風水害対策等における指令基準及び配備体制〕	77	第2 指令基準及び配備体制 （略） 〔風水害対策等における指令基準及び配備体制〕	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正及び表記の整理

現行（2026年3月修正）				ページ	修正案				
配備区分 (活動内容)	指令基準	配備人員	配備体制 (本部等設置場所)		配備区分 (活動内容)	指令基準	配備人員	配備体制 (本部等設置場所)	
	次の 注意報・警報 のいずれかが発表されたとき ・大雨 注意報 ・ 洪水注意報	・救出 防災部 情報班員	平常行政態勢			1 次の 防災気象情報 のいずれかが発表されたとき ・大雨 注意報	・消防 本部 情報班員	平常行政態勢	
風水害監視配備 (気象情報等の収集を実施)	・木曽川 氾濫注意情報 ・日光川 氾濫注意情報 ・日光川戸笥水防警報（準備）が発表され、さらに水位の上昇が予想されるとき ・その他の河川に注意が必要なとき	上記のほか ・総括本部総括本部班 所要人員 ・建設部維持班 所要人員 、災害対策本部班 ・建設本部班	災害対策本部 <監視体制> 本庁舎8階 802会議室		風水害監視配備 (気象情報等の収集を実施)	1 次の 防災気象情報 のいずれかが発表され、本部設置の必要が認められるとき ・氾濫 注意報 （木曽川、日光川） 2 水防警報（準備）（日光川・戸笥）が発表され、さらに水位の上昇が予想され、本部設置の必要が認められるとき	上記のほか ・総括本部総括本部班 所要人員 ・建設部維持班 所要人員 、災害対策本部班 ・建設本部班	災害対策本部監視体制 ・防災気象情報 レベル2相当 (本庁舎8階802会議室)	
風水害警戒配備 <その1> (初期応急対策の検討等を基本とする警戒活動)	1 次の 注意報・警報 のいずれかが発表され、当該配備の必要があるとき ・大雨 注意報 ・ 洪水注意報 ・木曽川 氾濫注意情報 ・日光川 氾濫注意情報 ・日光川戸笥水防警報（準備） 2 次の 警報 のいずれかが発表されたとき ・大雨 警報 ・ 洪水警報 ・暴風警報 ・高潮警報 ・暴風雪警報 3 その他必要と認めたとき	上記のほか ・危機管理監 ・総務部長職務代理者 ・調査情報部長職務代理者 ・市民部長職務代理者 ・福祉部長職務代理者 ・救出 防災部 長職務代理者 ・建設部長職務代理者 ・まちづくり部長職務代理者 ・建築部長職務代理者 ・総括本部総括本部班班長、副班長、総括本部係員 ・本部付報道班報道係員 ・本部付市民協働班市民協働係 所要人員 ・本部受付要員 所要人員 ・その他危機管理監が必要と認める者	災害対策本部 <警戒体制> 指定された場所		風水害警戒配備 <その1> (初期応急対策の検討等を基本とする警戒活動)	1 次の 防災気象情報 のいずれかが発表され、且つ河川に注意が必要なものまたは、次の 防災気象情報 のいずれかが発表され、且つ水位の上昇及び2の 防災気象情報 の発表が予想されるとき ・大雨 注意報 ・氾濫 注意報 （木曽川、日光川） ・水防警報（準備）（日光川・戸笥） 2 次の 防災気象情報 のいずれかが発表されたとき ・大雨 警報 ・氾濫 警報 （木曽川、日光川） ・五条川（上流） 避難判断水位 到達情報が通知されたとき ・青木川 避難判断水位 到達情報が通知されたとき ・暴風警報 ・高潮警報 ・暴風雪警報 3 その他必要と認めたとき	上記のほか ・危機管理監 ・建設部 参事 ・総務部長職務代理者 ・調査情報部長職務代理者 ・市民 健康 部長職務代理者 ・福祉部長職務代理者 ・消防 本 部長職務代理者 ・建設部長職務代理者 ・まちづくり部長職務代理者 ・建築部長職務代理者 ・総括本部総括本部班班長、副班長、総括本部係員 ・本部付報道班報道係員 ・本部付市民協働班市民協働係 所要人員 ・本部受付要員 所要人員 ・その他危機管理監が必要と認める者	災害対策本部警戒体制 ・防災気象情報 レベル3相当 (スマート防災会議室) (指定された場所)	
風水害警戒配備 <その2> (避難に関する情報の検討が必要なもの)	1 次の 警報 のいずれかが発表されたとき ・大雨 特別警報 ・暴風 特別警報 ・高潮 特別警報 ・暴風雪 特別警報 ・大雪 特別警報 2 次の 氾濫警戒情報・氾濫危険水位 （洪水 特別警戒水位 ）到達情報が通知されたとき ・木曽川 氾濫警戒情報 ・日光川 氾濫警戒情報 ・木曽川水防警報 ・日光川戸笥水防警報（出動） ・五条川（上流） 氾濫危険水位 （洪水 特別警戒水位 ）到達情報 ・青木川 氾濫危険水位 （洪水 特別警戒水位 ）到達情報 3 その他必要と認めたとき	上記のほか ・警戒配備担当部長 ・その他危機管理監が必要と認める者	災害対策本部 <警戒体制>		風水害警戒配備 <その2> (避難に関する情報の検討が必要なもの)	1 次の 防災気象情報 のいずれかが発表されたとき ・大雨 危険警報 ・高潮 危険警報 2 次の 防災気象情報 等のいずれかが発表されたとき ・氾濫 危険警報 （木曽川、日光川） ・木曽川水防警報 ・日光川戸笥水防警報（出動） ・五条川（上流） 氾濫危険水位 到達情報が通知されたとき ・青木川 氾濫危険水位 到達情報が通知されたとき 3 次の 防災気象情報 の発表が予想されるとき ・暴風 特別警報 ・暴風雪 特別警報 ・大雪 特別警報 4 その他必要と認めたとき	上記のほか ・警戒配備担当部長 ・その他危機管理監が必要と認める者	災害対策本部警戒体制 ・防災気象情報 レベル4相当	
風水害非常配備 (必要な対策活動全般の実施)	全市的な災害対策のため、当該配備の必要があるとき	上記のほか ・本部長 ・副本部長 ・本部受付要員 ・各部の副班長以上、 所要人員 ・全職員	災害対策本部 <非常体制> 指定された場所		風水害非常配備 (必要な対策活動全般の実施)	1 次の 防災気象情報 のいずれかが発表されたとき ・大雨 特別警報 ・氾濫 特別警報 （木曽川、日光川） ・高潮 特別警報 ・暴風 特別警報 ・暴風雪 特別警報 ・大雪 特別警報 2 全市的な災害対策のため、当該配備の必要があるとき	上記のほか ・本部長 ・副本部長 ・本部 受付要員 ・各部の副班長以上、 所要人員	災害対策本部非常体制 ・防災気象情報 レベル5相当 (指定された場所)	
風水害特別非常配備 (総力での対策活動の実施)	1 風水害により特に甚大な被害が予想されるとき 2 予想されない重大な災害が発生したとき		災害対策本部 <特別非常体制> 指定された場所		風水害特別非常配備 (総力での対策活動の実施)	1 風水害により特に甚大な被害が予想されるとき 2 予想されない重大な災害が発生したとき	・全職員	災害対策本部特別非常体制 (指定された場所)	
第3 動員 4 動員の除外 (略) <u>（追記）</u>				78	第3 動員 4 動員の除外 (略) <u>5 職員の健康管理</u> <u>市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u>				防災基本計画の修正を踏まえた修正
第5 関係機関等への協力要請 1 職員の派遣の要請 (4) 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 <u>（追記）</u> (略)				80	第5 関係機関等への協力要請 1 職員の派遣の要請 (4) 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 <u>なお、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u> (略)				防災基本計画の修正を踏まえた修正

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
2 広域応援・受援体制 (3) <u>県の措置</u> (<u>追記</u>) (3) 県の措置 (略) (4) <u>中部地方整備局の措置</u> (<u>追記</u>) 中部地方整備局は、被災により、市及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。 <u>ア</u> 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限 <u>イ</u> 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限 <u>ウ</u> 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去をする権限 <u>エ</u> 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限 (略) (5) 応援部隊等による協力 (略) (6) 応援要員の受入体制 (略) (7) 応援協定の締結等 (略) (8) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 (略)		2 広域応援・受援体制 (3) <u>知事に対する応急措置の実施の要請の要求等</u> <u>市長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u> <u>市は、県との通信の途絶等の理由により、上段の要求ができない場合には、その旨及び市域における災害の状況を指定地方行政機関に通知するものとする。</u> (4) 県の措置 (略) (5) 指定地方行政機関における措置 <u>ア 知事からの求めに基づく応援等</u> <u>知事から、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。</u> <u>イ 知事からの要求を待たない応援</u> <u>指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、知事からの応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u> <u>ウ 市町村からの通知に基づく応急措置の実施</u> <u>(3)の場合において、当該通知を受けた指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u> <u>エ 市町村の応急措置の代行</u> 中部地方整備局は、被災により、市及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。 <u>(ア)</u> 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限 <u>(イ)</u> 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限 <u>(ウ)</u> 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去をする権限 <u>(エ)</u> 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限 (略) (6) 応援部隊等による協力 (略) (7) 応援要員の受入体制 (略) (8) 応援協定の締結等 (略) (9) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 (略)	

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案																																																																																																																	
（<u>9</u>）支援物資の円滑な受援供給体制の整備 イ 受援体制の整備 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、次のような受援体制の整備に努めるものとする。 （<u>追記</u>） （<u>ア</u>）受援担当者の選定、執務スペース等の確保 （略）		（<u>10</u>）支援物資の円滑な受援供給体制の整備 イ 受援体制の整備 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、次のような受援体制の整備に努めるものとする。 （<u>ア</u>）受援計画の作成等 市及び県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 （<u>イ</u>）受援担当者の選定、執務スペース等の確保 （略）																																																																																																																	
第6節 避難・帰宅困難者		第6節 避難・帰宅困難者																																																																																																																	
第2 避難の措置と周知徹底		第2 避難の措置と周知徹底																																																																																																																	
2 関係機関等との連携		2 関係機関等との連携																																																																																																																	
（5）広域一時滞在に係る協議（ <u>追記</u> ）		（5）広域一時滞在に係る協議 <u>等</u>																																																																																																																	
市は、災害が発生し、被災した住民の、市域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。（ <u>追記</u> ）		市は、災害が発生し、被災した住民の、市域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。 <u>その際には、避難先市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。</u>																																																																																																																	
（略）		<u>また、市において他市町村の被災住民を受け入れたときは、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u>																																																																																																																	
（略）	105	（略）	防災基本計画の修正を踏まえた修正																																																																																																																
第7節 災害救助		第7節 災害救助																																																																																																																	
第1 災害救助の実施者及び適用基準		第1 災害救助の実施者及び適用基準																																																																																																																	
1 実施者		1 実施者																																																																																																																	
（2）知事からの委任		（2）知事からの委任																																																																																																																	
（略）		（略）																																																																																																																	
<table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>避難所の供与</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>要配慮者の輸送</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の設置</td><td colspan="2">県（建設局）</td></tr><tr><td>食品の給与</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>飲料水の供給</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>被服、寝具の給与</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>医療、助産</td><td>市町村（県が委任）</td><td>県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>（<u>追記</u>）</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>住宅の応急修理</td><td>市町村（県が委任）</td><td>県（建設局）</td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>市町村立学校児童生徒分</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>県立学校、私立学校等児童生徒分</td><td colspan="2">県（県民文化局、教育委員会）</td></tr><tr><td>埋葬</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>死体の搜索及び処理</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr></table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の供与	市町村（県が委任）		要配慮者の輸送	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設局）		食品の給与	市町村（県が委任）		飲料水の供給	市町村（県が委任）		被服、寝具の給与	市町村（県が委任）		医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		（ <u>追記</u> ）			住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設局）	学用品の給与			市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）		県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）		埋葬	市町村（県が委任）		死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）		111	<table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>避難所の供与</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>要配慮者の輸送</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の設置</td><td colspan="2">県（建設局）</td></tr><tr><td>食品の給与</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>飲料水の供給</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>被服、寝具の給与</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>医療、助産</td><td>市町村（県が委任）</td><td>県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>福祉サービスの提供</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>災害派遣福祉チーム（DWT）の派遣等</td><td colspan="2">県（福祉局）</td></tr><tr><td>上記以外</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>住宅の応急修理</td><td>市町村（県が委任）</td><td>県（建設局）</td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>市町村立学校児童生徒分</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>県立学校、私立学校等児童生徒分</td><td colspan="2">県（県民文化局、教育委員会）</td></tr><tr><td>埋葬</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>死体の搜索及び処理</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr><tr><td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td><td colspan="2">市町村（県が委任）</td></tr></table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の供与	市町村（県が委任）		要配慮者の輸送	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設局）		食品の給与	市町村（県が委任）		飲料水の供給	市町村（県が委任）		被服、寝具の給与	市町村（県が委任）		医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		福祉サービスの提供			災害派遣福祉チーム（DWT）の派遣等	県（福祉局）		上記以外	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設局）	学用品の給与			市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）		県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）		埋葬	市町村（県が委任）		死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）		災害救助法の改正を踏まえた修正
救助の種類		実施者																																																																																																																	
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																																																	
避難所の供与	市町村（県が委任）																																																																																																																		
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）																																																																																																																		
応急仮設住宅の設置	県（建設局）																																																																																																																		
食品の給与	市町村（県が委任）																																																																																																																		
飲料水の供給	市町村（県が委任）																																																																																																																		
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）																																																																																																																		
医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部																																																																																																																	
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																																																																																		
（ <u>追記</u> ）																																																																																																																			
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設局）																																																																																																																	
学用品の給与																																																																																																																			
市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）																																																																																																																		
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																																																																																																		
埋葬	市町村（県が委任）																																																																																																																		
死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）																																																																																																																		
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）																																																																																																																		
救助の種類	実施者																																																																																																																		
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																																																	
避難所の供与	市町村（県が委任）																																																																																																																		
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）																																																																																																																		
応急仮設住宅の設置	県（建設局）																																																																																																																		
食品の給与	市町村（県が委任）																																																																																																																		
飲料水の供給	市町村（県が委任）																																																																																																																		
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）																																																																																																																		
医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部																																																																																																																	
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																																																																																		
福祉サービスの提供																																																																																																																			
災害派遣福祉チーム（DWT）の派遣等	県（福祉局）																																																																																																																		
上記以外	市町村（県が委任）																																																																																																																		
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設局）																																																																																																																	
学用品の給与																																																																																																																			
市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）																																																																																																																		
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																																																																																																		
埋葬	市町村（県が委任）																																																																																																																		
死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）																																																																																																																		
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）																																																																																																																		
（略）		（略）																																																																																																																	

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
第3 医療救護 (略) このため、大規模災害については、より広く他の医療機関等の協力を得なければ対応は到底不可能であるので、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、<u>(追記)</u> 透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院等広範囲な協力体制の確立に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。 (略)	115	第3 医療救護 (略) このため、大規模災害については、より広く他の医療機関等の協力を得なければ対応は到底不可能であるので、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、<u>災害薬事コーディネーター</u>、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院等広範囲な協力体制の確立に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。 (略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第4 避難所の開設・運営 (略) また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 <u>(追記)</u> を適切に県に報告するものとする。 (略) 4 避難所の運営管理 (3) (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難<u>所運営</u>マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。 (4) 避難者のニーズを早急に把握し、<u>避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u> (5) 避難所の運営における女性 <u>(追記)</u> の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等 <u>に配慮する</u> ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保 <u>(追記)</u> 等、女性や子育て家庭 <u>(追記)</u> のニーズに配慮した避難所の運営に努めること。 (略)	116	第4 避難所の開設・運営 (略) また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 <u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u> を適切に県に報告するものとする。 (略) 4 避難所の運営管理 (3) (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県避難<u>生活支援</u>マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。 (4) 避難者のニーズを早急に把握 <u>するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、次の事項に留意し、良好な生活環境の確保に努めること。また、国の災害対応車両登録制度の活用も検討すること。</u> <u>ア 生活空間の確保</u> <u>避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めること。</u> <u>イ 食事の提供</u> <u>避難者の食事の状況を把握し、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。そのため、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料確保に努めること。</u> <u>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難生活支援マニュアル」を参考に配慮すること。</u> <u>ウ トイレ及び入浴設備の設置</u> <u>快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u> (5) 避難所の運営における女性 <u>や子育て家庭</u> の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等 <u>への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める</u> ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u> 等、女性や子育て家庭、<u>こども・若者</u> のニーズに配慮した避難所の運営に努めること。 (略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正及び記載場所の整理（116ページ内で整理）

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
<u>（8）給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、迅速適切な措置をとること。</u> <u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u> <u>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</u>		<u>（削除）</u>	
<u>（9）～（16）</u>		<u>（8）～（15）</u>	
第14節 廃棄物処理		第14節 廃棄物処理	
第2 災害廃棄物処理計画の策定 市は、「災害廃棄物処理計画（令和3年4月）」に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制の確立、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等に努めるものとする。また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。<u>（追記）</u> （略）	146	第2 災害廃棄物処理計画の策定 市は、「災害廃棄物処理計画（令和3年4月）」に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制の確立、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等に努めるものとする。また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。<u>また、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性向上に努める。</u> （略）	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第24節 ボランティアの受入		第24節 ボランティアの受入	
第2 実施内容 1 災害ボランティアセンターの開設 （1）市は、「一宮市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書」に基づき、市社会福祉協議会と共同で、<u>机、椅子及び電話等必要な資機材を確保して、</u>災害ボランティアセンターを速やかに設置<u>（追記）</u>する。 <u>（2）災害ボランティアセンターは、被災者ニーズの把握、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）を行うとともに、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。</u> <u>（3）災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。</u>	173	第2 実施内容 1 災害ボランティアセンターの開設 （1）市は、「一宮市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書」に基づき、市社会福祉協議会と共同で、<u>（削除）</u>災害ボランティアセンターを速やかに設置<u>し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子、電話等必要な資機材を確保する。</u><u>（削除）</u> <u>（2）災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正及び記載場所の整理（現行59ページと現行173ページを修正案59ページで整理）

現行（2026年3月修正）	ページ	修正案	
第26節 防災活動拠点の確保等		第26節 防災活動拠点の確保等	
第1 基本方針 (略) <u>物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B－P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u> (略)	177	第1 基本方針 (略) <u>物資拠点の効率的な運営を図るため、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。</u> (略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正及び記載場所の整理（現行35ページと現行177ページを修正案35ページで整理）
第4章 災害復旧・復興		第4章 災害復旧・復興	
第5節 被災者等の再建等の支援		第5節 被災者等の再建等の支援	
第4 住宅の建設等 (略) <u>(追記)</u>	186	第4 住宅の建設等 (略) 4 特別行政相談活動の連絡・調整等 <u>市町村は、中部管区行政評価局が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた行政相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、円滑な相談活動の実施に向けて、必要な連絡・調整を図る。</u>	指定地方行政機関への指定を踏まえた修正
第5 中部管区行政評価局における措置 <u>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する(追記)特別行政相談活動を行うものとする。(追記)</u>	186	第5 中部管区行政評価局における措置 <u>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する(追記)特別行政相談活動を行うものとする。</u> <u>1 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>2 専用電話を備えた行政相談窓口の開設</u> <u>3 特別行政相談所の開設</u> <u>特別行政相談活動を実施する際は、市及び県に対して調整等協力を依頼する。</u>	指定地方行政機関への指定を踏まえた修正